

議案第44号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第9条の5中「及び第54条の3第3項から第5項まで」を「並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。

第9条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第23条第1項中「6か月」を「6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）」に改める。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用

し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるほか、国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還の求めに応じない者への過料に係る規定が削除されること等に伴い所要の規定整備をする必要がある。